

大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7 kW以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7 kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7 kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2 kW以上であること。

備考

この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。